

第4章

各施策の取組体制

- 1 施策の推進体制
- 2 国や他の地方自治体との連携
- 3 人材の育成

第4章 各施策の取組体制

1 施策の推進体制

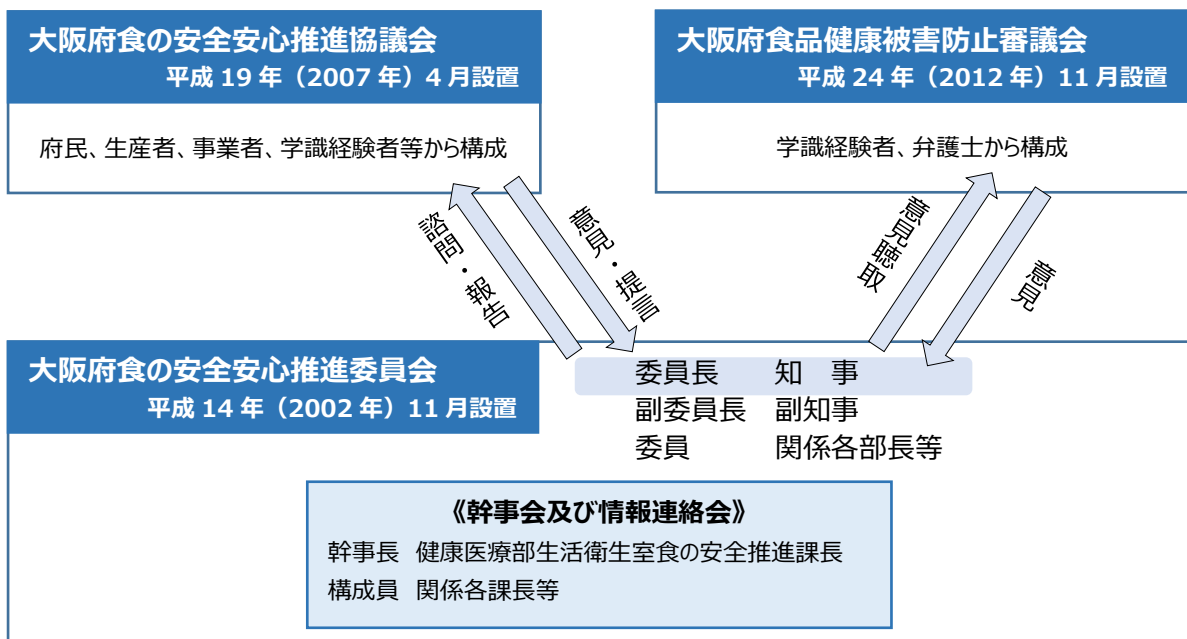
府は、府民への安全安心な食品の提供を基本理念とし、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、知事を委員長とし、庁内関係部長等からなる「大阪府食の安全安心推進委員会」を設置し、以下の事項について検討します。

- ・食に関わる相談・情報提供に関すること
- ・食に関わる健康危機管理に関すること
- ・食品表示に関わる監視指導体制に関すること
- ・食に関わる府民の意見聴取及びその反映に関すること
- ・その他必要と認められる事項

また、委員会には幹事会を設け、幹事会には必要に応じてプロジェクトチームを置き、関係部局が連携しながら、全庁的な取組を進めていきます。また、委員会に設置した情報連絡会において、食に関する事故発生時の対応状況など緊急時における府庁内の部局を横断する情報を収集し、情報の共有を図ります。

さらに、府民、食品関連事業者など関係者の意見を施策に反映させるため、知事の附属機関である「大阪府食の安全安心推進協議会」（54 ページ参照）からの意見や提言を踏まえ、施策を推進していきます。

また、条例第 19 条に基づき、飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、知事の附属機関である「大阪府食品健康被害防止審議会」の意見を踏まえ、迅速かつ適切な情報提供を行います。



2 国や他の地方自治体との連携

(1) 国との連携、国への提言・要望

府は、大規模な食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時などの全国規模の事例においては、国と緊密な連絡調整や情報交換のもと連携して対応します。（輸入食品の監視体制は、66 ページ参照）

また、国に対し、必要に応じて食の安全安心の確保に係る提言や要望を行います。

(2) 全国自治体との連携

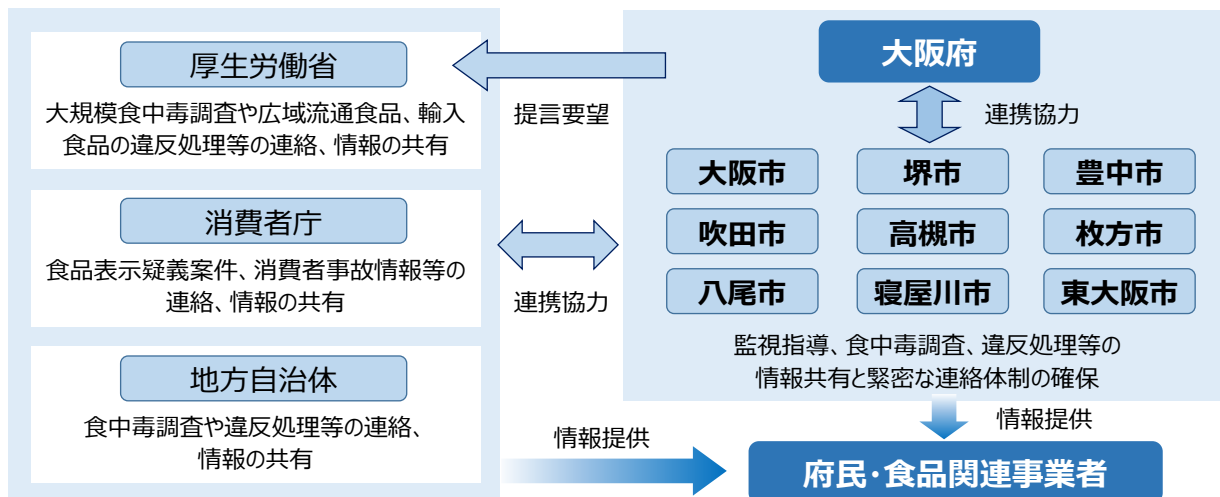
府は、全国の自治体連携を目的とした「全国食品衛生主管課長連絡協議会」、近畿地域における連携を目的とした「近畿府県市食品・乳肉衛生担当係長会議」や「消費者行政ブロック会議」、瀬戸内沿岸の食中毒予防対策を目的とした「瀬戸内沿岸観光府県市食中毒対策協議会」などに参加し、平常時及び緊急時における連絡体制を確保するとともに、食の安全安心の確保に関する情報共有・意見交換を行います。

また、他の都道府県にまたがる広域的な食中毒事件や違反食品等の事例にあつては、厚生労働大臣が設置する広域連携協議会[※]の構成員として、国や他自治体との緊密な連携のもとに迅速・的確に対応します。

(3) 府域自治体との連携

府は、府域の保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）との間で設置している「大阪府域自治体食品衛生主管課長連絡会」において、情報の交換や連携協力を図り、監視指導や食中毒予防啓発、職員研修などについて、「オール大阪」での取組を図ります。また、保健所設置市にまたがる事故が発生した場合には、連携協力して情報の収集を行い、迅速な事故対応を行います。

食品表示に関しては、府内関係機関で構成する「大阪食品表示監視協議会」において、定期的な情報交換等を行い、連絡体制を確保するとともに、府内の不適正な食品表示等の事案に対して、関係機関が連携し、問題のある食品関連事業者への処分など適切な対応を迅速に行います。



1 基本理念

2 現状と課題

3 基本施策

施策展開

(1) 生産から消費

(2) 健康被害防止

(3) 情報の提供

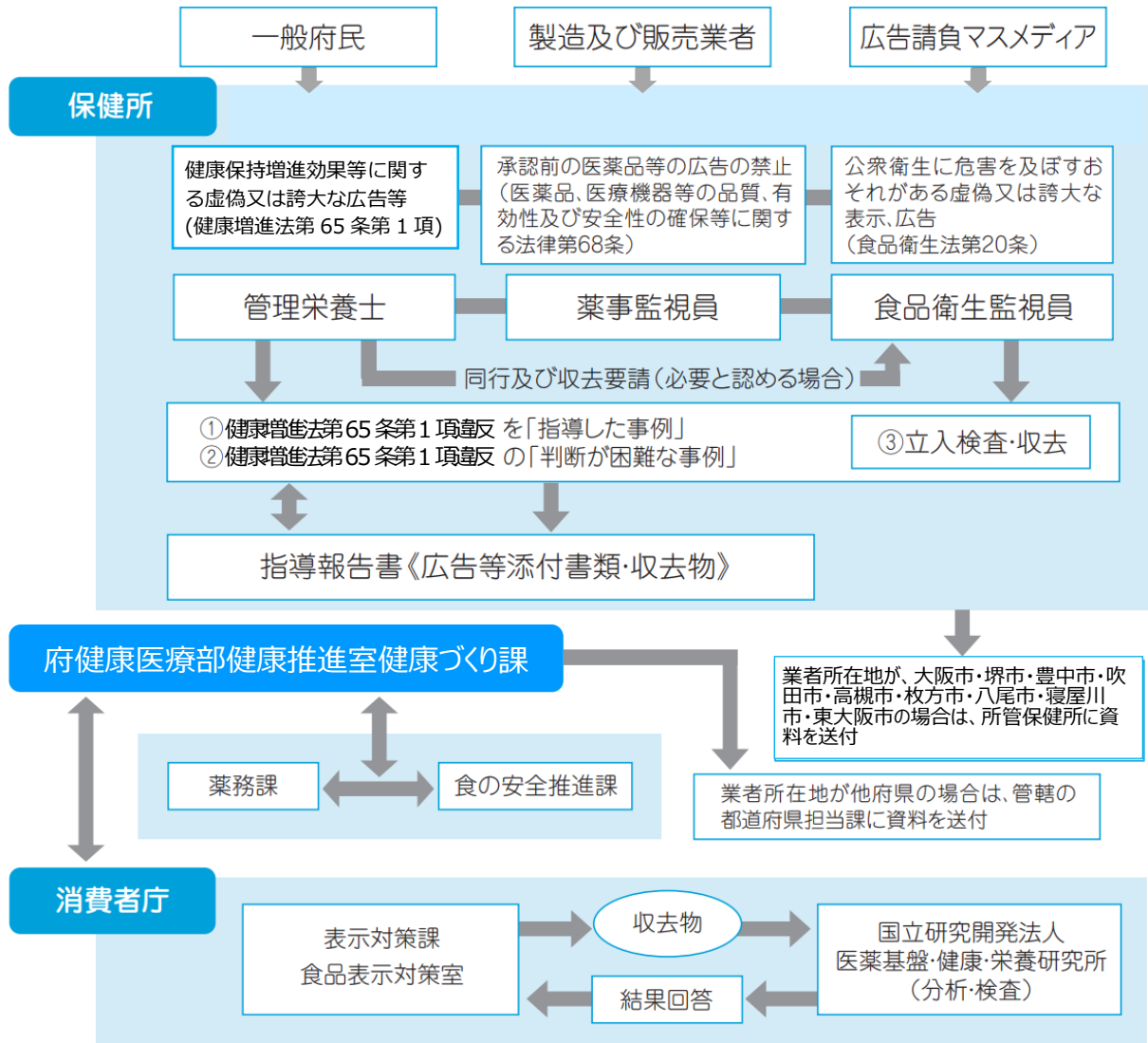
(4) 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

(4) 健康食品関係の連携体制

健康保持増進効果等に関する広告等について、「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示の情報を府民等から保健所が探知した場合、下図の連携体制で対応します。



3 人材の育成

府は、食品衛生監視員をはじめとする食の安全安心に携わる人材の育成のために、最新の知識や専門的な技術などに関する講習会や研修等を計画的に実施します。さらに、国や地方自治体等が主催する各種研修会への派遣を行うなど、職員の資質の向上を図り、食の安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保します。

また、府域自治体職員の監視指導水準を一定以上に保つため、府域自治体とより一層連携を強化し、監視指導等に必要な知識や技術の習得を図るための職員研修を合同で実施します。